

協議事項 3

医師の時間外労働規制に係る 特定労務管理対象機関の新規指定等について

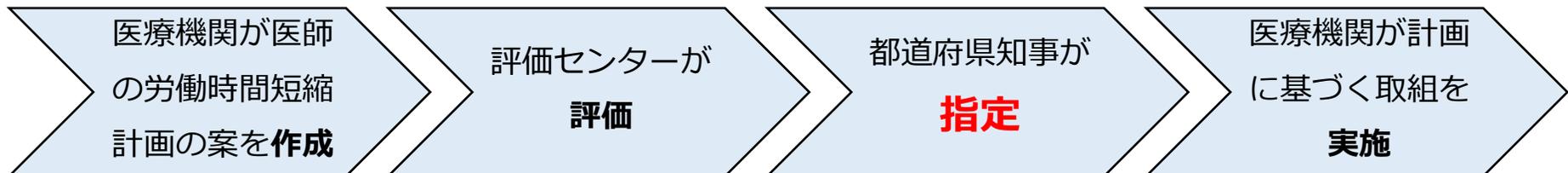
特定労務管理対象機関の指定をするに当たっては、医療法第113条第5項の規定により、又、指定を取り消す際は医療法第117条第2項の規定により、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこととされています。

このたび、1つの医療機関から新規指定について、1つの医療機関から指定取消の申し出があったことから、**指定及び取消の適否について協議をお願いします。**

時間外労働の上限規制と健康確保措置の適用 (令和6年4月～)

医療機関に適用する水準		年の 上限時間	追加的健康確保措置		
			面接指導	休息時間の確保	
A水準		960時間	義務	努力義務	
特定 労務 管理 対象 機関	連携B水準（医師を派遣する病院）	1,860時間 ※令和17年度末 を目標に終了		義務	義務
	B水準（救急医療等）				
	C-1水準（臨床・専門研修）	1,860時間			
	C-2水準（高度技能の習得研修）				

[特定労務管理対象機関指定のフロー]



指定済み医療機関一覧 (R6.10.1時点)

	二次保健 医療圏	医療機関名	指定水準		
			B	連携B	C-1
1	千葉	千葉大学医学部附属病院	○	○	
2		千葉県総合救急災害医療センター	○		
3		千葉県こども病院	○		
4		千葉市立青葉病院	○		
5		千葉市立海浜病院	○		
6		千葉脳神経外科病院	○		
7		みつわ台総合病院	○		○
8	東葛南部	習志野第一病院			○
9		東京女子医科大学附属八千代医療センター	○	○	
10		船橋市立医療センター	○		
11		セコメディック病院	○		○
12		千葉徳洲会病院	○		○
13		東京ベイ・浦安市川医療センター	○		○
14		東京歯科大学市川総合病院	○		○
15		順天堂大学医学部附属浦安病院	○		○

	二次保健 医療圏	医療機関名	指定水準		
			B	連携B	C-1
16	東葛北部	松戸市立総合医療センター	○		
17		新東京病院	○		○
18		千葉西総合病院	○		○
19		東京慈恵会医科大学附属柏病院		○	○
20	印旛	成田赤十字病院	○		○
21		東邦大学医療センター佐倉病院	○		
22		日本医科大学千葉北総病院	○	○	○
23		成田富里徳洲会病院	○		○
24	香取海匝	旭中央病院	○		○
25	山武長生夷隅	東千葉メディカルセンター	○		
26	君津	君津中央病院	○		
27	市原	千葉県循環器病センター	○		
28		帝京大学ちば総合医療センター		○	

注 今回新規指定申請のあった1医療機関は含まれていません。また、取消の申し出のあった1医療機関を含みます。

特定労務管理対象機関の新規指定について 申請のあった医療機関

医療機関名	所在地	種別
医療法人社団明理会 行徳総合病院	千葉県市川市本行徳5525番地2 (東葛南部保健医療圏)	B

種別 B：特定地域医療提供機関

行徳総合病院

指定を受けようとする特定労務管理対象機関の種別	指定事由
特定地域医療提供機関（B水準）	救急医療

医療機関勤務環境評価センターの評価結果の概要
医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる。

指定の理由
当該病院は二次救急医療機関であり、救急医療を提供するために医師をやむを得ず長時間従事させる必要があり、地域の医療提供体制の構築方針と整合的であると認められるため。

特定労務管理対象機関の指定取消について 申し出のあった医療機関

医療機関名	所在地	種別
医療法人社団誠馨会 セコメディック病院	千葉県船橋市豊富町696-1 (東葛南部保健医療圏)	B C-1

指定時の状況

○B 水準指定の理由

当該病院は二次救急医療機関であることから、救急医療を提供するために医師をやむを得ず長時間従事させる必要があり、地域の医療提供体制の構築方針と整合的であると認められるため。

○C-1 水準指定の理由

当該病院は基幹型臨床研修病院であり、地域医療の維持や各研修目標の達成等の理由から、研修医を長時間従事させることがやむを得ないと認められるため。

セコメディック病院(1)

指定を取り消そうとする特定労務管理対象機関の種別	指定事由
特定地域医療提供機関（B水準）	救急医療
取消しの理由（B水準）	
<p>宿日直許可が得られれば特定労務管理対象機関としての指定を受けずに運用できる見込みであったが、宿日直許可の見通しが立つ前に特定労務管理対象機関の指定申請期限も迫っていたため、宿日直許可が得られなかった場合に備えて特定労務管理対象機関の指定手続きも行った。</p> <p>特例水準取得後に宿日直許可が得られたことや、対象となる診療科で医師を増員したことなどから労働時間の短縮に繋がり、特例水準を適用しなくとも安定的に医療機能を提供できる見通しとなり、やむを得ず長時間従事させる必要がある業務がなくなると認められるため。</p>	

セコメディック病院(2)

指定を取り消そうとする特定労務管理対象機関の種別	指定事由
技能向上集中研修機関 (C-1水準)	臨床研修
取消しの理由 (C-1水準)	
<p>指定申請直前の令和4年度の実績における時間外労働時間数は、特例水準を取得せずとも運用できる見込みであったが、基幹型臨床研修病院として指定を受けてから2年目であり、実績を踏まえて教育体制を見直す可能性があったことなどから、研修プログラムに影響が出ることがないよう特例水準の申請を行った。</p> <p>その後、時間外勤務が増えるような研修プログラムの変更は必要ないという結論となったことに加え、特例水準取得後に宿日直許可を取得したことにより、臨床研修医の勤務時間が令和4年度を下回るなど、やむを得ず長時間従事させる必要がある業務がなくなったと認められるため。</p>	